

## 新たなにぎわい創出事業補助金交付要綱

### (総則)

第1条 横須賀集客促進・魅力発信実行委員会が観光客の滞在時間延長、宿泊客の増加及び観光消費額の増加をはじめとした地域経済の活性化を図るため、音楽、スポーツ、エンターテインメント、食等の新たな観光コンテンツ造成事業（以下「補助事業」という。）の実施のために交付する補助金については、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) アーバンスポーツ BMX、スケートボード、パルクール、インラインスケート、ストリートダンス、3×3、スポーツクライミング等の都市型スポーツをいう。

(2) スポーツ団体 スポーツに関する活動を行う団体その他これに類するものをいう。

(3) 実行委員会 補助事業の実施を目的とした、次のア及びイに掲げる要件を満たすものをいう。

ア 団体の規約、委員会の会則、役員名簿等を備え、責任の所在が明確であること。

イ 補助事業の実施及び運営並びに実績報告を履行できること。

(4) 夜間から早朝まで おおむね午後6時から翌日の午前9時までの時間帯をいう。

### (交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすスポーツ団体、実行委員会又は事業を行う法人格を有する民間事業者とする。

(1) 横須賀市内において補助事業を実施すること。

(2) 横須賀市の観光資源を活用し、多数の観光客を集客し、横須賀市の観光振興につながる補助事業であること。

(3) 原則として、横須賀市内において過去に実施されたことがない事業であること（実証実験等で効果測定を実施した事業を除く。）。

(4) 補助事業完了後も継続的な実施を目指すことができる事業であること。

(5) 横須賀市内で事業を実施している事業者1社以上が補助事業に関わるこ

と。

(6) 経済効果の調査のため、補助事業の参加者に対し、指定されたアンケートを行うこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

(1) 国又は地方公共団体が開催するもの

(2) 国又は地方公共団体から同様の趣旨の補助金等の交付を受けているもの

(3) 政治的又は宗教的活動を目的とするものと認められるもの

(4) 横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6条）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者が主催し、又は共催するもの。

(5) 横須賀市税に滞納がある者が主催し、又は共催するもの。

(6) その他公序良俗に反する等、補助対象として適当でないと認められるもの

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費は、前条に規定する交付対象者（以下「補助事業者」という。）が補助事業の実施に直接必要な経費とする。ただし、当該補助事業者の運営全体に係る人件費及び一般管理費を除く。

2 前項に規定する補助事業の施行に必要な経費には、別に定めがある場合を除くほか、当該補助事業についての消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による仕入れに係る消費税額として控除できる部分の額及び当該額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額を含めるものとする。

（補助金額）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表第1又は別表第2に掲げるとおりとする（1,000円未満の端数は切り捨てる。）。

（対象期間）

第6条 補助事業の実施期間は、交付決定日から当該日が属する年度の2月末日までとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて横須賀市集客促進・魅力発信実行委員会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。ただし、会長が必要とないと認めるものについては、添付書類

の全部又は一部を省略することができる。

- (1) 事業計画書
  - (2) 予算書
  - (3) 法人の概要又は団体の規約、委員会の会則その他これに類するもの
  - (4) 会員名簿（スポーツ団体又は実行委員会の場合に限る。）
  - (5) 法人格を有する民間事業者にあつては、当該事業者の役員の氏名、氏名のふりがな、住所及び生年月日を記載した一覧表
  - (6) スポーツ団体又は実行委員会にあつては、当該団体の代表者の氏名、氏名のふりがな、住所及び生年月日を記載した書類
  - (7) 横須賀市税に未納のないことの証明書又はその写し
  - (8) その他参考となる書類
- (決定通知)

第8条 会長は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 会長は、前項の規定による補助金の交付を決定する場合において補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、すみやかに会長に承認を受けるべきこと。
  - (2) 補助事業を延期し、中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに会長の承認を受けるべきこと。
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合もしくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに会長に報告し、その指示を受けるべきこと。
  - (4) この要綱を遵守すべきこと。
  - (5) その他必要な事項
- (事業計画変更の承認等)

第9条 補助事業者は、前条第2項各号のいずれかに該当するときは、すみやかに事業計画変更申請書（第3号様式）を会長に提出し、承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の規定による承認をする場合において当該補助事業者に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件を変更することができる。

(補助事業の遂行)

第10条 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その

他会長指示及び命令に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うものとし、補助金を他の用途に使用してはならない。

(関係書類等の整備)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿等を常に整備しておかなければならない。

(状況報告等)

第12条 会長は、必要があると認めるときは、補助事業者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査をすることができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の成果を記載した実績報告書(第4号様式)に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 経費の内訳を記載した書類
- (3) 補助事業に要した経費の領収書等の写し
- (4) アンケート結果
- (5) その他会長が必要と認める書類

(請求)

第14条 補助金は、補助事業者が当該補助事業を完了した後において交付するものとする。ただし、会長が特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 補助事業者が前項の規定により補助金の請求をしようとするときは、請求書(第5号様式)を会長に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第15条 会長は、補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

(決定の取消し)

第16条 会長は、補助事業者が次に掲げるいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

2 第8条第1項の規定は、前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

第17条 会長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関しすでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(財産処分の制限)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した不動産その他会長が指定する財産を会長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を返還した場合又は補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成27年内閣府告示第424号）に定める耐用年数に相当する期間を経過したときは、この限りでない。

(その他の事項)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月28日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

音楽・スポーツ（アーバンスポーツを含む）・エンターテインメント・食等  
によるにぎわいづくり

時間帯	補助額	補助上限額	補助下限額
指定なし	補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額	10,000 千円	1,000 千円
夜間から早朝までの時間帯を 2 時間以上含むもの	補助対象経費に 3 分の 2 を乗じて得た額	10,000 千円	1,000 千円

別表第 2（第 5 条関係）

アーバンスポーツによるにぎわいづくり（小規模なものに限る。）

対象事業	補助額	補助上限額	補助下限額
アーバンスポーツの普及を目的として、事業の主たる内容がアーバンスポーツに関連するもの	補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額	5,000 千円	500 千円

第 1 号様式(第 7 条関係)

年度 補助金交付申請書

年 月 日								
(あて先) 横須賀集客促進・魅力発信実行委員会 会長  <div style="text-align: center;">                     住 所                      事業者名                      申請者 役職・氏名                      電 話                 </div>								
補助金等の名称	新たなにぎわい創出事業補助金							
補助事業等の名称								
交付申請額	円							
その他	申請区分	補助名 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> )		時間帯	補助率	上限額	下限額	
		① <input type="checkbox"/>	音楽・スポーツ (アーバンスポーツを含む)・エンターテイメント・食等によるにぎわいづくり		指定なし	1/2	10,000 千円	1,000 千円
		② <input type="checkbox"/>	アーバンスポーツによるにぎわいづくり (小規模)		夜間・早朝	2/3	10,000 千円	1,000 千円
	③ <input type="checkbox"/>			指定なし	1/2	5,000 千円	500 千円	
	確認事項	同意する <input type="checkbox"/>	暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、添付書類に記載する情報を神奈川県警察本部に照会すること					
	担当者 連絡先	担当者 氏名						
		電話 番号						
メール アドレス								
(事務処理欄)								

第 2 号様式(第 8 条関係)

年度 補助金交付決定通知書

年 月 日	
住 所 申請者 事業者名 氏 名	
横須賀集客促進・魅力発信実行委員会 会長 印	
年 月 日付けで申請のあった新たなにぎわい創出事業補助金の交付については、次のとおり決定したので新たなにぎわい創出事業補助金交付要綱第 8 条の規定により通知する。	
補助金等の名称	新たなにぎわい創出事業補助金
補助事業等の名称	
交付金額	円
交付条件	
(事務処理欄)	

第 3 号様式(第 9 条関係)

年度 事業計画変更申請書

年 月 日	
(あて先) 横須賀集客促進・魅力発信実行委員会 会長	
住 所 事業者名 申請者 役職・氏名 電 話	
補助金等の名称	新たなにぎわい創出事業補助金
補助事業等の名称	
変更の内容	
変更年月日	年 月 日
変更の理由	
添付書類	
(事務処理欄)	

第 4 号様式(第13条関係)

実 績 報 告 書

年 月 日	
(あて先) 横須賀集客促進・魅力発信実行委員会 会長  住 所 事業者名 申請者 役職・氏名 電 話	
補助事業等の名称	
交 付 決 定 額	円
精 算 額	円
補助事業等完了年月日	年 月 日
補助事業等の実施結果 (記録写真は別途添付)	
補助事業等による成果	
添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収支決算書</li> <li>・ 経費の内訳を記載した書類</li> <li>・ 補助事業に要した経費の領収書等の写し</li> <li>・ アンケート結果</li> </ul>
(事務処理欄)	

請 求 書

金 円

ただし、新たなにぎわい創出事業補助金として上記のとおり請求します。

年 月 日

郵便番号

住 所

事業者名

役職・氏名

本件責任者

電 話

横須賀集客促進・魅力発信実行委員会 会長 様

下記口座にお振込みください

振込指定銀行			
		銀行	
		信用金庫	支店
預金 種目	1普通 3総合 2当座	口座 番号	
(カタカナ)			
口座名義			